

議案第4号

つくばみらい市個人情報保護条例及びつくばみらい市情報公開条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市個人情報保護条例(平成18年つくばみらい市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第8条第2項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、」を「要配慮個人情報を」に改め、同項ただし書中「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改める。

(つくばみらい市情報公開条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市情報公開条例(平成18年つくばみらい市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたこと等を踏まえ、同様の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市個人情報保護条例(平成18年つくばみらい市条例第11号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号</u> <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) <u>要配慮個人情報</u> <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>保有個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>保有個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得</u></p>

した個人情報(文書, 図画及び電磁的記録

_____に記録されているものに限る。)であって, 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして, 当該実施機関が保有しているものをいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(収集の制限)

第8条 実施機関は, 個人情報を収集するときは, あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし, 当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で, 適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は, 要配慮個人情報を

_____収集してはならない。ただし, 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき, 又はつくばみらい市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要かつ不可欠であると認めるときは, この限りでない。

3 (略)

した個人情報(文書, 図画及び電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。)であって, 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして, 当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(収集の制限)

第8条 実施機関は, 個人情報を収集するときは, あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし, 当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で, 適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は, 思想, 信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については, 収集してはならない。

ただし, 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき, 又はつくばみらい市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であると認めるときは, この限りでない。

3 (略)

つくばみらい市情報公開条例(平成18年つくばみらい市条例第9号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。</u>)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等</p> <p>_____により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>